

「いじめ」があれば、賠償責任が生じる？

子どもの権利擁護委員 沼田 徹



中学2年生のA君は、休みの日に同級生のB君を映画に誘いました。しかし、B君は、別の予定があると言って、誘いを断りました。後に、B君がC君と一緒にその映画を見に行っていたことが分かり、A君は、ショックで学校を休んでしまいました。

いじめ防止対策推進法（以下、「推進法」と言います。）の定義によれば、A君が学校を休まねばならないほどの精神的苦痛を受けたのですから、B君がA君の誘いを断ってC君と映画を見に行ったことは、「いじめ」に該当します。

そうだとすれば、A君は、B君に対し、慰謝料請求など法的責任を追及することができるのでしょうか。

推進法の「いじめ」の定義は、いじめられている子どもの「主観」で決まり、相手の行為の態様の悪質さや違法性の有無、程度は一切問題とされていません。これは、社会で用いられている普通の「いじめ」の意味を大きく広げるものですが、このようにいじめの範囲を広げた趣旨は、支援されるべき被害者がこぼれ落ちることのないようにし、また、いじめをできる限り早期に発見して、将来の重大な結果を予防しようとしたものです。推進法では、積極的に「いじめ」を認知しようとする立場を取っています。



しかし、「いじめ」に当たる行為について、全て不法行為が成立するわけではありません。裁判例では、中学校や高等学校は、人格的に未熟な生徒が、他の生徒との集団生活を通じてその人格を形成する側面を有する場であることから、問題となっている行為の具体的性質、それがされた前後の具体的な状況などを総合的に勘案した上で社会通念上是認される限度を超えるものを不法行為と認定しています。

つまり、学校は、子どもが他の子どもと小さな衝突や軋轢を通じて社会生活の仕方を身につけて成長していくという教育的意義をもつ場であることから、不愉快な経験は不可避免的なものであることを前提とし、常識的許容範囲を超える程度に達しなければ違法

な行為には該当しないと考えられます。

したがって、A 君が B 君に対し法的責任を追及することは困難と言って良いでしょう。